

# 常勤理事退職慰労金支給規程

公益社団法人 日本缶詰びん詰レトルト食品協会

第1条 専務理事及び常務理事（以下「常勤理事」という。）の退職慰労金はすべて本規程による。

第2条 常勤理事が退職するときは、この規程の定めるところにより退職慰労金を支給する。

第3条 退職慰労金の算出は次の各号のとおりとする。

1. 常勤理事在任年数に退職時の本俸の1.6ヵ月分を乗じた金額とする。  
但し、特に功労のあった者に対しては、1年につき0.5ヵ月分の範囲で加算することができる。
2. 職員より常勤理事となったものについては、第1項の規定にかかわらず常勤理事在任年数に退職時の本俸2.1ヵ月分を乗じた金額とする。

第4条 在任年数の計算は次の各号のとおりとする。

1. 在任年数は常勤理事に選定された日から退任の日までとする。
2. 在任年数は1ヵ年に満たない月数は月割りで計算し、1ヵ月に満たない日数は1ヵ月に繰り上げる。ただし1ヵ年に満たない月数が3ヵ月未満の場合は在任年数に含めないものとする。

付 則 本規程は、平成27年4月1日より施行する。